

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

告 示

○行政文書の公開の実施状況の公表(八一・情報公開センタ
 ー)……………1

一 行政文書の公開請求件数及び公開に関する決定の状況

○秋田県個人情報保護条例の運用状況の公表(八二・情報公
 開センター)……………3

○保安林予定森林の指定通知(八三・森林整備課)……………6

○保安林の指定の予定(八四・森林整備課)……………6

○建設業法による経営規模等評価の申請及び総合評定値の通
 知の請求の時期及び方法等(八五・建設管理課)……………7

○道路区域の変更(八六・道路課)……………8

○市街地再開発事業の事業計画の認可(八七・建築住宅課)……………8

公 告

○ライセンス調達契約に係る一般競争入札の実施(情報企画
 課)……………8

○情報共有システム構築委託契約に係る一般競争入札の実施
 (情報企画課)……………9

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援
 室)……………9

告 示

○土地改良区の役員の変更及び就任の届出(山本地域振興局
 農林部)……………9

○県営土地改良事業の換地計画の決定(秋田地域振興局農林
 部)……………10

秋田県告示第八十一号
 秋田県情報公開条例(昭和六十二年秋田県条例第三号)第三十
 二条の規定により、平成十八年度における行政文書の公開の実施
 状況を次のとおり公表する。
 平成二十年二月二十二日
 秋田県知事 寺 田 典 城

議 会	知 事										実 施 機 関 名	請 求 件 数	決 定 の 状 況 (件 数)												
	小 計	出 納 局	建 設 交 通 部	産 業 経 済 労 働 部	農 林 水 産 部	生 活 環 境 文 化 部	健 康 福 祉 部	学 術 国 際 部	総 務 企 画 部	知 事 公 室			公 開	部 分 開 示	非 開 示										
三 一	一四、七九二	一九四	一一、四四五	四九一	四二二	六〇五	九九六	八五	二〇四	三六〇	一四、三〇八	一八一	一一、三九二	四八五	四一〇	五一七	七二四	八五	一九九	三三五	三七一	八	一七三	一	〇

八三	諮問番号	不服申立て年月日	件名	秋田県情報公開審査会	不服申立てに対する決定又は裁決
平成一七・一一・二			産業経済労働部が企業訪問をした訪問先、訪問結果等の文書の部分公開決定に対する異議申立て	諮問年月日 平成一七・一一・三	年月日 平成一八・六・二
				答申年月日 平成一八・五・二九	内容 一部認容
				答申内容 部分公開決定は、一部公開が妥当(答申四六号)	

二 不服申立ての状況
 実施機関の決定について、行政不服審査法(昭和三十七年法

律第六十号)の規定に基づく不服申立てがあったものは、次のとおりである。

計	地方独立行政法人	内水面漁場管理委員会	海区漁業調整委員会	収用委員会	労働委員会	警察本部	公安委員会	監査委員	人事委員会	選挙管理委員会	教育委員会
一五、八八三	〇	〇	〇	〇	〇	八四	〇	一五	一一	一四八	八〇二
一四、九〇六	〇	〇	〇	〇	〇	一二	〇	一〇	一	一四七	四〇五
八一五	〇	〇	〇	〇	〇	五三	〇	五	九	〇	三六九
一六二	〇	〇	〇	〇	〇	一九	〇	〇	〇	一	二八

知 事								実 施 機 関 名	請 求 件 数	決 定 の 状 況 (件 数)	
建 設 交 通 部	産 業 経 済 労 働 部	農 林 水 産 部	生 活 環 境 文 化 部	健 康 福 祉 部	学 術 国 際 部	総 務 企 画 部	知 事 公 室			開 示	部 分 開 示
一	〇	二	〇	七	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇

一 文書による開示請求件数及び開示に関する決定の状況

備考 この表に掲げるもののほかに異議申立てが一件あったが、
取下げにより終結した。

秋田県告示第八十二号

秋田県個人情報保護条例(平成十二年秋田県条例第百三十八号)
第五十条の規定により、平成十八年度における同条例の運用状況

を次のとおり公表する。

平成二十年二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

八六	平成一八・八・八	職員の自動車使用に伴う業務の復命書の部分公開決定に対する異議申立て	平成一八・八・二八	平成一九・九・二三	部分公開決定は、一部公開が妥当(答申四八号)	平成一九・四・六	一部認容
八五	平成一七・一二・二六	交通安全施設整備工事に伴う文書の部分公開、非公開、存否応答拒否に対する異議申立て	平成一八・二・一	平成一八・九・二〇	部分公開決定・非公開決定(不存在)は妥当 非公開決定は一部公開が妥当 存否応答拒否決定の取消 全部公開決定に対する異議申立ては却下(答申第四七号)	平成一八・一一・二七	一部認容

総務企画部	知事公室	実施機関名		請求件数	決定の状況		非開示	計	地方独立行政法人	内水面漁場管理委員会	海区漁業調整委員会	収用委員会	労働委員会	監査委員	人事委員会	選挙管理委員会	教育委員会	議	小計	出納局
		開示	部分開示		(件数)															
○	○	○	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一	○
○	○	○	○	○	○	○	○	九	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	九	○
○	○	○	○	○	○	○	○	六	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	六	○
○	○	○	○	○	○	○	○	四	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	四	○

(注) 個人情報の開示請求の場合、一つの請求に対して複数の決
 二 口頭による開示請求件数及び開示に関する決定の状況

定をすることがあるので、請求件数と決定件数は必ずしも一
 一致しない。

三 訂正の請求の状況
 実施機関が保有する個人情報の訂正の請求は、なかった。

四 是正の申出の状況
 実施機関が保有する個人情報の取扱いの是正の申出は、な

五 事業者に対する指導状況
 った。

計	地 方 独 立 行 政 法 人	内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	海 区 漁 業 調 整 委 員 会	収 用 委 員 会	労 働 委 員 会	監 査 委 員	人 事 委 員 会	選 挙 管 理 委 員 会	教 育 委 員 会	議 事 会	知 事							
											小 計	出 納 局	建 設 交 通 部	産 業 経 済 労 働 部	農 林 水 産 部	生 活 環 境 文 化 部	健 康 福 祉 部	学 術 国 際 部
四、八〇五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	八七	〇	四、六七五	〇	四三	〇	〇	九	〇	〇	三四	〇
四、八〇五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	八七	〇	四、六七五	〇	四三	〇	〇	九	〇	〇	三四	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

横手市	増田町亀田	男亀森	二一の一	二四、六六四	一〇・九五五三	一〇・九五五三	標準伐期齡以上のものとす
"	"	"	二二	二六、四四六	三・二一二七	三・二一二七	
"	"	"	二四	二、三八〇	〇・〇六三七	〇・〇六三七	
"	"	"	二五	三、五九六	〇・四四六五	〇・四四六五	
女亀森			一の一	二九、三六一	二二・一四七六	二二・一四七六	
大鳥山			一〇	三、九六六	一三・三八五六	一三・三八五六	

(「附属明細書」は、省略し、農林水産部森林整備課及び山本地域振興局農林部、平鹿地域振興局農林部並びに横手市役所及び三種町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第八十五号

建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号。以下「省令」という。)第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定に基づき、平成二十年度に行う建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十七条の二十六第一項の規定による経営規模等評価の申請及び法第二十七条の二十九第一項の規定による総合評定値の通知の請求(以下「申請等」という。)の時期及び方法を次のとおり定め、公示する。
平成二十年二月二十二日
秋田県知事 寺田典城

一 申請等の時期及び方法

(一) 申請等の時期

個人及び決算期の属する月が平成十九年十月から同年十二月までである法人	平成二十年三月十九日及び同月二十一日
決算期の属する月が平成二十年一月から同年三月までである法人	平成二十年七月十日及び同月十一日
決算期の属する月が平成二十年四月から同年六月までである法人	平成二十年十月二日及び同月三日
決算期の属する月が平成二十年七月から同年九月までである法人	平成二十年十二月十一日及び同月十二日

(二) 申請等の方法
主たる営業所の所在地を所管する地域振興局総務企画部総

二 申請等に必要書類

(一) 申請書又は請求書
建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年国土交通省令第三号)による改正後の省令(以下「新省令」という。)
別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価申請書又は総合評定値請求書
(二) 添付書類
(1) (一)の申請書又は請求書に記載した審査対象事業年度の完成工事に係る新省令別記様式第二号による工事経歴書(税抜)
(2) (一)の申請書又は請求書に記載した審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度の完成工事に係る工事の内訳明細書
(3) 新省令別記様式第二十五号の十による経営状況分析結果通知書(総合評定値の通知の請求をする場合に限る。)
三 手数料及びその納付方法
(一) 手数料の額
(1) 経営規模等評価申請手数料の額
八千円と二千三百円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額
(2) 総合評定値通知請求手数料の額
四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額
(二) 納付方法
申請等をする際、秋田県証紙により納付すること。
四 経営規模等評価の結果又は総合評定値の通知

五 新省令別記様式第二十五号の十二による経営規模等評価結果通知書又は総合評定値通知書の郵送により通知する。

経営規模等評価に係る再審査
法第二十七条の二十八及び省令第二十条第二項に規定する者は、(一)及び(二)に定めるところにより経営規模等評価の再審査の申立てをすることができる。
(一) 申立ての時期及び方法
(1) 法第二十七条の二十八に規定する者
経営規模等評価の結果の通知を受けた日から三十日以内に建設交通部建設管理課に(二)の書類を持参して提出すること。
(2) 省令第二十条第二項に規定する者
同項に規定する評価方法の改正の日から百二十日以内に(一)の地域振興局総務企画部総務管理課に(二)の書類を持参して提出すること。
(二) 申立てに必要な書類
(1) 新省令別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書
(2) 経営規模等評価結果通知書の写し
(3) 総合評定値通知書の写し(総合評定値の通知を受けた場合に限る。)
(4) 異議のある審査項目についてその事実の確認に必要な書類(法第二十七条の二十八の規定により申立てをする場合に限る。)
(三) 再審査の結果の通知
新省令別記様式第二十五号の十二による経営規模等評価結果通知書(再審査前の総合評定値を通知した場合は、経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書)の郵送により通知する。
六 問い合わせ先
秋田市山王四丁目一番一号

秋田県建設交通部建設管理課企画・建設業班(電話番号〇一八―八六〇―二四二六)

秋田県告示第八十六号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十年二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類		旧新別		路線名		区 間		敷地の幅員(メートル)			
新	旧	新	旧								
県道	新	仁賀保矢島館合線及び象潟矢島線	由利本荘市矢島町荒沢字上石滝二七番地先から字上濁川八九番一地先まで	一三・〇〇〇〃八八・〇〇	一・三三五	県道	旧	仁賀保矢島館合線及び象潟矢島線	由利本荘市矢島町城内字花立九六番一〇から荒沢字上濁川八九番一地先まで	一三・〇〇〇〃八八・〇〇	一・三三五
	旧	仁賀保矢島館合線及び象潟矢島線	由利本荘市矢島町荒沢字上石滝二七番地先から字上濁川八九番一地先まで	一三・〇〇〇〃八八・〇〇	一・三三五		新	仁賀保矢島館合線及び象潟矢島線	由利本荘市矢島町城内字花立九六番一〇から荒沢字上濁川八九番一地先まで	一三・〇〇〇〃八八・〇〇	一・三三五
	新	仁賀保矢島館合線及び象潟矢島線	由利本荘市矢島町城内字花立九六番一〇から荒沢字上濁川八九番一地先まで	一三・〇〇〇〃八八・〇〇	一・三三五		旧	仁賀保矢島館合線及び象潟矢島線	由利本荘市矢島町城内字花立九六番一〇から荒沢字上濁川八九番一地先まで	一三・〇〇〇〃八八・〇〇	一・三三五

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年二月二十二日から同年三月六日まで

秋田県告示第八十七号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第三項の規定により、次のとおり市街地再開発事業の事業計画を認可したので、同法第十九条第一項の規定に基づき、公告する。

平成二十年二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 市街地再開発組合の名称
横手駅東口第一地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
平成十九年七月三十一日から平成二十三年三月三十一日まで
- 三 施行地区
横手市駅前町八百二十五番から八百五十八番まで、八百六十六番、八百九十六番の一部、八百九十七番の一部、八百九十九番

公 告

ライセンス調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七

条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成二十年二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) ライセンス名及び数量
Symantic Ghost Solution Suite
- (二) 購入物品の仕様等
バージョン二・〇
- (三) 納入期限
平成二十年三月二十一日(金)
- (四) 納入場所
秋田県学術国際部情報企画課
- 二 入札に参加する者に必要な資格
(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇一八五七二 秋田市山王三丁目一番一
秋田県学術国際部情報企画課(電話番号〇一八八六〇一四二七三)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成二十年二月二十二日(金)から同年三月六日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成二十年三月七日(金) 午前十時
秋田県庁第二庁舎五階情報化研修室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は入札説明書による。

情報共有システム構築委託契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)

第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成二十年二月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 委託事業名
情報共有システム構築委託

(二) 委託事業の内容

業務委託仕様書の通り

(三) 納入期限

平成二十年三月三十一日(月)

(四) 納入場所

秋田県庁第二庁舎五階情報処理室

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び業務委託仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇一八五七二 秋田市山王三丁目一番一
秋田県学術国際部情報企画課(電話番号〇一八八六〇一四二七三)

(二) 入札説明書及び業務委託仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成二十年二月二十二日(金)から同年三月三日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成二十年三月四日(火) 午前十時
秋田県庁第二庁舎五階情報化研修室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、

見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は入札説明書による。

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。
平成二十年二月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 申請のあった年月日

平成二十年二月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人ハートまろんマイカー仙北

三 代表者の氏名

浅利 則夫

四 主たる事務所の所在地

秋田県仙北市西木町松木内字木田二百一番地 あぐりとびあ樹限夢 内

五 定款に記載された目的

この法人は、仙北市西木町松木内地区住民の六十歳以上の入通院者、障害者及び妊婦、とその付添人に対して、移送サービスに関する事業を行い、福祉保健の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、秋田県山本郡二ツ井町種土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成二十年二月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 退任監事の住所及び氏名
 能代市二ツ井町梅内字前田百六十三番地二 藤田 忠美
 " " 種字宮ノ下四十八番地一 佐藤 勇雄
 " " 種字熊野堂前五十番地 茂呂 義行
 二 就任監事の住所及び氏名
 能代市二ツ井町梅内字前田百六十三番地二 藤田 忠美
 " " 種字熊野堂前二百二十番地二 茂内 満男

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二
 第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、
 同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づ
 き、公告し、次のとおり縦覧に供する。
 平成二十年二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（女米木地区
 全工区ほ場整備事業）換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成二十年二月二十五日から同年三月二十四日ま
 で

三 縦覧場所 秋田市雄和市民センター

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 862-8766 FAX 863-0005
 E-mail: matsubara@natsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄